

# 電話機のリース契約 —事業者をねらう問題商法—

2006年7月21日号

「デジタル化で、使用している電話機が使えなくなる。新しい機種をリースにすると得だ」と勧められ契約したが、リース代金も高額だし解約できないだろうか、という相談がありました。

消費者が訪問販売でリース契約をした場合にはクーリング・オフの適用があります。しかし、消費者とほとんど変わらない個人事業者であっても、事業者名で契約した場合は、クーリング・オフが適用されません。そこに目をつけた業者が、あえて個人事業者をねらい、電話機リースの訪問販売を行っています。すでに廃業しているのに屋号で契約させられたなど、悪質な事例も多発しています。

このような状況に対応して、事業者名による契約であっても、一定の事案については、特定商取引法による救済が受けられることになりました。例えば、主として個人用・家庭用に使用するための契約であった場合などです。「事業者の契約だから」と解約を断られても、まずは相談してみましょう。